

高槻市公告第277号

令和7年産精米（地元産）の購入に係る制限付一般競争入札募集要項（郵便入札）

高槻市が発注する物品購入について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号。以下「財務規則」という。）第94条の規定により公告します。

令和7年10月3日

高槻市長 濱田 剛史

1 入札対象物品

- (1) 案 件 名 令和7年産精米（地元産）の購入
- (2) 数量、仕様等 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 納 入 期 限 令和8年2月7日（詳細は別紙「仕様書」のとおり）

2 応募（入札参加申請）の資格要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 令和7年1月1日現在において、過去2年以上の営業実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 高槻市物品売買業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

3 質問及び回答

- (1) 受 付 期 間 令和7年10月3日(金)から令和7年10月10日(金)
午後3時00分まで（契約検査課必着）
- (2) 問 合 せ 方 法 高槻市ホームページ（令和7年産精米（地元産）の購入に係る制限付一般競争入札について（郵便入札）：以下同じ）に掲載の質問書（様式第5号）により、FAXを用いて行うこと。（送付先は末尾記載）

※送信後、質問書を送信した旨を、契約検査課担当者へ必ず電話にて連絡すること。

- (3) 回答の方法 令和7年10月14日(火)午後5時までに、高槻市ホームページにて質問及び回答を公開する。

4 参加申請書及び入札書の提出

入札への参加を希望する者は、参加の資格要件を満たすことを確認のうえ、提出必要書類及び入札書を次に掲げる方法により全て提出すること。

(1) 提出書類

ア 制限付一般競争入札参加申請書（様式第1号）【全業者必須】

イ 入札書（様式第6号）【全業者必須】

ウ 入札参加申請時別途必要書類【令和7年度高槻市物品・業務委託（施設管理業務委託を除く）入札参加資格者名簿（以下「業者名簿」という。）未登載業者は必須】業者名簿に登載されていない者は下記に掲げる書類も提出すること。（◎は必須、△は必要な場合に提出。その他詳細は（別紙1）「入札参加申請時別途必要書類一覧」参照）

※1 業者名簿に登載されている者は下記書類の提出不要

※2 当該書類の提出による資格取得は本案件についてのみ適用されるものであり、高槻市におけるその他の案件に適用されるものではない。

No.	書類名	法人	個人	複写
1	入札参加資格承認申請書（物品等）（別途様式1）	◎	◎	不可
2	委任状（別途様式2）	△		不可
3	印鑑証明書	◎		可
4	印鑑登録証明書		◎	可
5	商業登記簿謄本	◎		可
6	身分証明書		◎	可
7	登記されていないことの証明書		◎	可
8	住民票の写し		◎	可
9	財務諸表	◎	◎	可
10	法人税及び消費税の納税証明書（その3の3）	◎		可
11	所得税及び消費税の納税証明書（その3の2）		◎	可
12	高槻市税の完納証明書	△	△	可
13	暴力団排除に関する誓約書（別途様式3）	◎	◎	不可

※別途様式は、高槻市ホームページからダウンロードすること

(2) 提出期間 令和7年10月3日(金)から令和7年10月21日(火)まで(契約検査課必着)

※入札書以外の送付書類については上記期間内であれば提出書類の補正は可とする。(入札書は書換え、引換え又は撤回することができない。)

(3) 提出方法 ・全提出書類を『一般書留』又は『簡易書留』にて郵送

※「普通郵便」、「特定記録郵便」などで入札書を郵送した場合、その入札は「無効」となる。

(4) 記載方法等 ・内封筒及び外封筒の二重封筒とし、内封筒に入札書を、外封筒にその他の応募書類を封入しなければならない。

・内封筒及び外封筒には、入札参加者の所在地、商号又は名称、入札日及び件名を記載し封入すること。また、封筒の封をした部分及び継ぎ目に、業者名簿に登載された使用印鑑又は入札参加申請時別途必要書類で届出した使用印鑑(以下、使用印という。)を押印すること。

・入札書(高槻市ホームページに掲載の様式第6号を使用すること)には、入札金額のほかに、入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の役職氏名を記載し、使用印を押印すること。また、くじ番号として任意の3桁の数字を所定の箇所に記入すること。

・内封筒及び外封筒の記載内容及び押印箇所等は、(別紙2)「内封筒記入例」・(別紙3)「外封筒記入例」のとおり。

(5) 提出先 〒569-0067

高槻市桃園町2-1

高槻市役所本館4階 契約検査課

(6) その他 ア 送付書類は、理由の如何を問わず返却しない。

イ 申請書に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

ウ 送付に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

5 入札参加資格の確認及び通知

提出書類等を審査した後、参加資格確認通知書(様式第2号)を、令和7年10月22日(水)付けで申請者宛てに送付する。

なお、当該通知で資格を有するとされた者であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

6 無効の入札

入札書については、次に該当する入札は無効とする。なお、無効の入札を行った者を落

札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 上記 4 (3) に示す郵送の方法によらないもの
- (2) 提出期間を過ぎて到着したもの
- (3) 入札書が同封されていないもの
- (4) 入札に参加する資格のない者のしたもの。なお、当初入札参加資格がある旨を確認された者であっても、入札時点において資格を喪失した者の入札は無効とする。
- (5) 入札書の記載内容又は押印が、業者名簿登載事項又は入札参加申請時別途必要書類と同一性が確認できないもの
- (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確なもの
- (7) 入札書提出封筒（内封筒・外封筒）に、入札参加者の所在地・商号又は名称・開札日及び件名の記載がないもの並びに件名が確認できないもの
- (8) 入札書提出封筒（内封筒・外封筒）に記載の入札参加者の所在地・商号又は名称及び件名と、同封された入札書の入札参加者の記名及び件名の同一性が確認できないもの
- (9) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの
- (10) 入札金額を訂正したもの
- (11) 高槻市ホームページに掲載の様式第 6 号以外の入札書を使用したもの
- (12) その他、入札に関する条件に違反したもの

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札は、財務規則、高槻市競争入札心得（以下「入札心得」という。）の規定に従い行うこと。
- (2) 課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もる契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 最低額の同額入札があった場合に備え、入札書には入札金額とは別に、任意の 3 桁の数字をあらかじめくじ番号欄に記載しておくこと。くじ番号の記載がない場合又は判別ができない場合は、くじ番号を「0」とする。
- (4) 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- (5) 入札保証金は、納付を免除された場合を除き、見積もる契約金額の 3 % 相当額以上の金額を納入すること。
- (6) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額とする。この場合において、契約金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (7) 契約書の「契約金額」欄には、上記(6)の金額を記載する。また、「消費税等相当額」欄には、課税業者の場合には消費税等額を、免税業者の場合には消費税等相当額をそれぞれ記載する。
- (8) 契約保証金は、納付を免除された場合を除き、契約金額の 5 % 相当額以上の金額を

納付すること。

(9) 免税業者については、その旨、契約検査課長に届け出ること。

(10) 入札回数は1回とする。

(11) 提出期間までに到着した入札書提出封筒の数が1に満たない場合は、不成立とする。

(12) 入札参加者は、開札を傍聴することができる。傍聴を希望する場合は、契約担当課担当職員に申し出ること。

8 開札の立会い

(1) 開札にあたっては、本案件の入札者の中からあらかじめ2者を立会人として選定し、通知する。

(2) 選任された立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することは出来ない。

(3) 選任された立会人が開札に立ち会わない場合など立会人が2者に満たない場合は、入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて開札を行う。

9 開札の方法、日時

(1) 開札日は、次のとおりとする。

ア 開札日時 令和7年10月27日（月） 午前11時00分から

イ 開札会場 高槻市役所 本館4階 入札室

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときには、当該入札をした者があらかじめ入札書に記載した3桁の番号（以下「くじ番号」という。）等により、別に定める方法により落札者を決定する。（別紙4「落札者の決定方法について」）この場合において、入札書にくじ番号の記載がない場合又は判別ができない場合は、くじ番号を「0」とする。

10 落札の通知

落札者を決定したときは、速やかに当該落札者を含めた入札参加者に入札結果を電子メール等により連絡する。

11 入札保証金

要（見積もる契約金額の3%相当額以上）

※財務規則の定めるところにより、納付が免除となる場合がある。ただし、納付が免除となった落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。

12 契約保証金

要（契約金額の５％相当額以上）

※財務規則の定めるところにより、納付が免除となる場合がある。

13 前払金

無

14 部分払

無

15 契約書作成の要否

要。電子契約を希望する場合は、落札決定後に市ホームページ（「令和７年度からの電子契約の運用について」ページID：129743）の外部リンクから「高槻市電子契約システム用メールアドレス連絡票」を契約検査課に送信すること。

16 契約条項を示す場所及び期間

高槻市ホームページに掲載。また、契約検査課窓口令和７年１０月２７日（月）まで掲出。

17 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、財務規則、入札心得、契約条項、仕様書、その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

18 そ の 他

- (1) 本物件は、議決対象案件である。この契約については、仮契約書を取り交わし、高槻市議会の議決を経たときに、地方自治法第２３４条第５項の契約書とみなす。
- (2) 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

19 問合せ先

高槻市 総務部 契約検査課（担当 牛島）

TEL：０７２－６７４－７５０１

FAX：０７２－６７４－２１９８